

令和8年度より 私立幼稚園等保護者補助金の補助額が変わります。

令和8年4月より、世田谷区私立幼稚園等保護者補助金のうち「入園料補助金」と「保育料に対する補助金」の支給額を下記のとおり変更いたします。また、令和8年10月より、施設等利用費の増額に伴い、「保育料に対する補助金と預かり保育利用料等に対する補助金」を変更いたします。

※令和8年度の補助金額は区議会における予算案の議決が前提となります。正式に決定しましたら、5月頃「保護者補助金パンフレット（確定版）」の配布によりあらためてお知らせいたします。

1. 「入園料補助金」に関する変更点

補助金額(年額)

【変更前】：年額 100,000 円

【変更後】：年額 120,000 円

※入園日時点で世田谷区への住民登録が交付要件となります。

※4月入園の場合は、4月30日時点で世田谷区に住民登録がある場合も交付対象となります。

※年度内1回に限り交付します。

※以前住んでいた自治体で入園料補助金を受け取った場合は交付対象外となります。

2. 「保育料に対する補助金」に関する変更点（別紙参照）

補助金額(月額) 4月～9月

【変更前】：月額上限 32,000 円

【変更後】：月額上限 33,000 円

補助金額(月額) 10月～3月

国の施設等利用給付が25,700円→28,000円に増額することに伴い、補助金額の内訳が変更となります。

【変更前】：月額上限 33,000 円

【変更後】：月額上限 35,000 円

<保育料に対する補助金に関する注意事項>

- ・生活保護世帯、年収270万円以下相当世帯、多子世帯、ひとり親世帯等は加算があります。
- ・納入した保育料の範囲で交付いたします。
- ・教材費、施設維持費、冷暖房費などの費用は保護者の実費負担です。

3. 「預かり保育利用料等に対する補助金」に関する変更点（別紙参照）

補助金額(月額)10月～3月

国の施設等利用給付の月額上限が11,300円→12,300円に、日額単価が450円→490円に増額します。

【変更前】：月額上限 11,300 円（日額単価：450 円）

【変更後】：月額上限 12,300 円（日額単価：490 円）

※保護者が「保育の必要性の認定」を受けている必要があります。

※「保育の必要性の認定」をご希望される方は、令和7年度版「私立幼稚園等保護者補助金パンフレット」P8をご確認ください。

- ・ 制度の概要、支給スケジュール等については、区HP「私立幼稚園等保護者補助金の概要」(ページID:1653)および令和7年度版「私立幼稚園等保護者補助金パンフレット」をご覧ください。(パンフレットをご覧ください際、p2~3の内容を本おしらせの通り読み替えてください。)
- ・ 同ページ内に、パンフレット及び本おしらせのPDF版を掲載しております。



問い合わせ先

世田谷区 幼保補助金事務センター
電話：03-6453-4990
※平日8:30~17:00
※庁外のセンターで受電しています

【担当】世田谷区 子ども・若者部 子ども・若者支援課 私学係

★改正後の「保育料に対する補助金」限度額（月額）（4月～9月）

補助階層		年収の目安	第1子	第2子	第3子以降
A	生活保護法による被保護者世帯	-	38,900円	38,900円	38,900円
BH	区市町村民税が非課税の世帯及び所得割が非課税の世帯（ひとり親世帯等）	～270万円			
B	区市町村民税が非課税の世帯及び所得割が非課税の世帯	～270万円	35,900円	38,900円	38,900円
CH	区市町村民税の所得割額が1～77,100円の世帯（ひとり親世帯等）	～360万円			
C	区市町村民税の所得割額が1～77,100円の世帯	～360万円	33,000円	<u>34,800円</u>	38,300円
D	区市町村民税の所得割額が77,101～211,200円の世帯	～680万円			
E	区市町村民税の所得割額が211,201～256,300円の世帯	～730万円		<u>33,000円</u>	37,700円
F	区市町村民税の所得割額が256,301円以上の世帯	730万円～		<u>33,700円</u>	

※ A～F階層は幼児教育無償化に係る国の施設等利用給付（25,700円）に都区の保育料補助金（7,300円～13,200円）が上乗せされた金額となっております。

※ 住民税額が未確定の世帯（税未申告世帯）または、確認できない世帯については、F階層となります。

★改正後の「保育料に対する補助金」限度額（月額）（10月～3月）

補助階層		年収の目安	第1子	第2子	第3子以降
A	生活保護法による被保護者世帯	-	<u>41,200円</u>	41,200円	41,200円
BH	区市町村民税が非課税の世帯及び所得割が非課税の世帯（ひとり親世帯等）	～270万円			
B	区市町村民税が非課税の世帯及び所得割が非課税の世帯	～270万円	<u>38,200円</u>	41,200円	41,200円
CH	区市町村民税の所得割額が1～77,100円の世帯（ひとり親世帯等）	～360万円			
C	区市町村民税の所得割額が1～77,100円の世帯	～360万円	<u>35,000円</u>	<u>36,800円</u>	<u>40,600円</u>
D	区市町村民税の所得割額が77,101～211,200円の世帯	～680万円			
E	区市町村民税の所得割額が211,201～256,300円の世帯	～730万円		<u>35,000円</u>	<u>40,000円</u>
F	区市町村民税の所得割額が256,301円以上の世帯	730万円～		<u>35,700円</u>	

※ 令和8年10月より国の施設等利用給付が25,700円から28,000円に増額されます。

※ A～F階層は幼児教育無償化に係る国の施設等利用給付（28,000円）に都区の保育料補助金（7,000円～13,200円）が上乗せされた金額となっております。

※ 住民税額が未確定の世帯（税未申告世帯）または、確認できない世帯については、F階層となります。

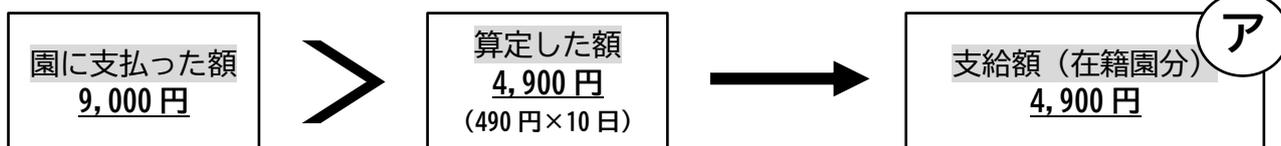
★改正後の「預かり保育利用料に対する補助金」算定方法（10月～3月）

令和8年10月より、月額上限が11,300円→12,300円に、日額単価が450円→490円に増額します。
算定方法は、下記をご覧ください。（算定方法に変更はありません）

①在籍園利用分の支給額の計算方法

各月の預かり保育の利用日数に日額単価（490円）を乗じて算定した金額と、その月に実際に支払った金額を比較して少ない方を、12,300円を上限に支給します。

例：在籍園の預かり保育のみ利用（利用日数：10日、利用料：月額9,000円）の場合



⇒在籍園のみ補助対象の方は、支給額がア4,900円となります。

②認可外保育施設等利用分の支給額の計算方法

月額上限12,300円から預かり保育分支給額を差し引いた残りの金額と、認可外保育施設等に実際に支払った金額を比較して、少ない方が支給額となります。

例：①に加えファミリー・サポート・センター（月利用額：8,000円）を利用した場合



⇒認可外保育施設等も補助対象の方は、
支給額がア4,900円+イ7,400円=12,300円となります。